

令和元年度
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習のご案内

URL: <http://kensaibou-fukushima.jp/> (各講習計画の詳細を掲載中)

福島労働局長登録教習機関(登録第68号)
登録有効期間 西暦2024年3月30日
960-8061 福島市五月町4-25
建設業労働災害防止協会福島県支部
TEL: (024)522-2266
FAX: (024)522-4513

労働安全衛生法に基づき、コンクリート造の工作物で、その高さが5 m以上のものを解体又は破壊の作業を行う場合は、同法第14条の規定により事業者は、都道府県労働局長登録教習機関が行う作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任して、その者に、当該作業に従事する労働者に対する災害防止の直接の指揮その他定められた事項を行わなければならないことになっています。上記の資格所得のための講習会を下記のとおり開催します。是非この機会に多数受講されますようご案内いたします。

1 講習日時・会場・受付期間

開催月		講習日・会場	申込開始日	申込締切日
9月	開催日	18日(水)～19日(木)	8月5日(月)	9月6日(金)
	場所	郡山建設会館 郡山市台新1丁目33-5		

※講習時間

1日目: 8:45～16:50

2日目: 8:45～16:50 (修了試験1時間含む)

2 受講資格(下記の何れかに該当する方)

【全科目受講者 学科:13時間】

- コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する者
- 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において、土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に従事した経験を有する者
- その他厚生労働大臣が定める者

※1 上記の経験年数は満18歳に達してからの年数となります。

※2 受講資格(2)、(3)の経験年数が3年に満たない方は最終学歴を記入し、卒業証明書・修了証明書等を必ず添付願います。

【一部科目免除受講者(区分②) 学科:3時間】

- コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程第1条等に該当、又はとびに係る1級又は2級の技術検定に合格した者。別表の(区分②)該当者

【一部科目免除受講者(区分③) 学科:1.5時間】

- とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者。別表の(区分③)該当者

※講習の一部免除を受けようとする方は、上記いずれかの該当する修了証の写しを、受講申請書に貼付願います。

3 講習科目・時間

講習科目	講習時間	一部免除
作業の方法に関する知識	7時間	区分②③は免除
工専用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	3時間	区分②③は免除
作業者に対する教育等に関する知識	1.5時間	区分③は免除
関係法令	1.5時間	
合計	13時間	

4 受講料（受講料、教材費には、消費税含む。）

区分	受講料	
全科目受講者	受講料	7,560 円
	教材費	2,160 円
	合 計	9,720 円
一部科目免除受講者 (区分②)	受講料	4,320 円
	教材費	2,160 円
	合 計	6,480 円
一部科目免除受講者 (区分③)	受講料	2,160 円
	教材費	2,160 円
	合 計	4,320 円

※ 令和元年10月以降は消費税の変更により、受講料も改定する予定です。

5 修了試験

筆記試験で試験時間は1時間

6 修了証

所定の科目を受講し、かつ、修了試験に合格した方には、「コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習修了証」を交付します。

7 定 員

申込み順で、各開催定員80名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上申込み下さい。なお、申込者が少ない場合は講習会を中止することもあります。

8 受講申込み方法、手続き（電話申込みの場合）（Webでも申込みできます。）

(イ) 受講申込み手続き

受講を希望される方は下記順序にて、申込み締切日までに手続きを完了して下さい。手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。

- ① 申 込 み 電話で（Fax不可）建設業労働災害防止協会福島県支部（以下「建災防福島県支部」という。）へ申し込んで下さい。
受付時間 8:30～12:00 13:00～17:00
- ② 受講申請書送付 受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
- ③ 振込案内書送付 建災防福島県支部は、申請書の内容等を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。
※受講申請書を建災防福島県支部へ郵送後、1週間経っても受講票が届かない場合は、連絡をお願いします。
- ④ 受講料振込 受講者は受講料を指定された日までに振り込んでください。
・振込手数料はご負担願います。
・銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。
- ⑤ 申 込 み 完 了 振込の入金確認をもって申込み完了となります。

(ロ) 受講申請書及び受講票の記載について

上記受講申請書及び受講票の所定の欄に記入押印及び写真（ポラロイド、カラーコピーは不可）3枚をのり付けし、未記入箇所がないか確認してから、受講票及び振込案内書を郵送するための返信用封筒と併せて建災防福島県支部へ郵送して下さい。（返信用封筒の詳細については、上記(イ)②を参照。）

（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法令で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入して頂いた内容はこの技能講習以外では一切使用いたしません。）

9 その他（注意事項）

- ① 受講当日、本人の確認をしますので、必ず顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）を持参して下さい。
- ② 遅刻、または受講中に離席された場合は失格となり、修了証は交付されません。
- ③ 欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料の返還）は申込締切日までは応じますが、それ以降は如何なる理由でも応じられません。
受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は、当協会にご連絡下さい。
また、欠席の場合は、次の月にスライドはできません。
- ④ テキストは講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。

講習会申込みから受講までの流れ（全講習同じ）

- ①申込受付開始日の午前8時30分以降に、建設業労働災害防止協会福島県支部（以下建災防福島県支部）に電話で受講申込みの受付をしてください。
 - ・建災防福島県支部では人数を確認し受講の受付を行います。
- ②建災防福島県支部のホームページ等から受講申請書をダウンロードし、「受講申請書」を作成してください。
 - ・受講申請書に貼付する写真はカラーコピー不可
- ③受講申請書及び受講票に記入・押印、顔写真（縦3.0cm×横2.4cm）3枚を貼付し、82円切手を貼った長形3号の返信用封筒と併せて、郵送にて建災防福島県支部へ送付してください。
 - ・建災防福島県支部で申請内容を確認のうえ、受講票と銀行振込の案内書を返信用封筒に同封し、受講者へ郵送します。
- ④送付された銀行振込先に受講料を指定された日までに振り込んでください。
 - ※振込指定日までに振込がなされていない場合は受講をキャンセルしたものとさせていただきます。
- ⑤受講当日、本人の確認をしますので、**受講票と顔写真付きの本人が確認できる書面（運転免許証等）**を持参してください。
 - ※本人が確認できない場合は受講できません。

別表 技能講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
<p>(区分②)</p> <p>1. 次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後2年以上コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業（以下「コンクリート造の工作物の解体等の作業」という。）に従事した経験を有する者</p> <p>(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者（解体について技能を専攻した者に限る。）</p> <p>(3) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科に掲げるとび科の訓練を修了した者（解体についての技能を専攻した者に限る。）</p> <p>2. 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。）を修了した者（解体についての技能を専攻した者に限る。）</p> <p>3. 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技術検定に合格した者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p>
<p>(区分③)</p> <p>職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</p> <p>作業者に対する教育等に関する知識</p>